平成14年11月29日 長崎県警察本部訓令第28号 最終改正 令和2年8月17日

長崎県警察職員の指導監督に関する訓令

長崎県警察職員の指導監督に関する訓令(昭和46年長崎県警察本部訓令第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、長崎県警察本部長が任命する長崎県警察の職員の指導監督に関する 事項を定めることにより、職員の資質の向上を図り、もって職員の規律を保持すること を目的とする。

(監督責任)

- 第2条 所属長は、所属の職員を、その他の幹部(巡査部長以上の階級にある警察官及び 主任以上の職にある一般職員をいう。以下同じ。)は、それぞれ下級の所属職員を指導 監督し、直属部下職員の功過については、その監督上の責任を負わなければならない。 (兼務等職員の監督責任)
- 第3条 兼務職員に対する指導監督については、本務勤務先の所属長及び幹部が第一次的 にその責任を負うものとし、兼務先の所属長及び幹部と緊密な連携を保持しながら行わ なければならない。
- 2 応援派遣された職員に対する指導監督については、派遣元の所属長及び幹部が派遣先 の所属長及び幹部と連帯して責任を負うものとし、相互に緊密な連携を保持しながら行 わなければならない。

(幹部の心構え)

- 第4条 所属長及び幹部は、率先垂範して部下を統率し、警察全体の機能が効率的かつ適 正に発揮できるように努めるとともに、部下職員の指導監督に当たっては、次の事項に 配意しなければならない。
  - (1) 人格を練り、良識を養い、部下の模範となるよう努めること。
  - (2) 法令、その他事務処理については、積極的に研究工夫して実力を身につけ、上司の補佐と部下の指導教養に当たること。
  - (3) 部下に対しては、厳正な規律の内にも温情をもって接すること。
  - (4) 部下に対しては、偏見や私情を差し挟まず、信賞必罰を旨とし、長所や善行はこれ を助長し、短所や過失は小さくてもこれを放任することなく、情理を尽くして是正に 努めること。
  - (5) 部下に対しては、必要に応じ意見又は希望を述べる機会を与えて、所属内の融和を図り、警察一体化の実現に努めること。
  - (6) 指示命令した事項については、結果を確認して、その徹底と過誤の防止に努めること。
  - (7) 幹部相互の緊密な連携を保持して、部下に対する指導監督の統一を図ること。

(8) 部下の非違行為発生の可能性がある場合又は発生を認識した場合は、これを防止するために十分な措置をとること。

(指導監督の種別)

第5条 指導監督は、これを勤務監督、身上監督及び指導に区分する。

(勤務監督)

- 第6条 勤務監督は、部下職員の勤務状況を監査して、法令の適正な執行と勤務を正確かつ迅速に行わせることを目的とする。
- 2 勤務監督は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 長崎県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令(平成12年長崎県警察本部訓令第 14号)及び長崎県警察の処務に関する訓令(平成12年長崎県警察本部訓令第28号)第 4章に規定する服務の適否
  - (2) 事務執行の適否
  - (3) 指示命令の実行状況
  - (4) 犯罪予防及び検挙の状況
  - (5) 調査、視察及び取締りの適否
  - (6) 報告及び復命の良否
  - (7) 法令執行及び運用解釈の適否
  - (8) 文書簿冊の整理及び取扱いの良否
  - (9) 関係機関、団体等との連絡協調及び市民応接の適否
  - (10) 備品、消耗品、保管金品等の取扱状況
  - (11) その他必要と認める事項
- 3 幹部である部下に対しては、前項のほか、指導監督の実施状況等について監査しなけ ればならない。

(身上監督)

- 第7条 身上監督は、部下職員の規律、生活態度等を監査して、職員の品位を保持し、人格を向上させることを目的とする。
- 2 身上監督は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 使命感及び規律の保持状況
  - (2) 礼式、服装、言語及び態度の良否
  - (3) 給貸与品の保管、手入れ及び使用取扱状況
  - (4) 注意力、判断力及び企画力の程度
  - (5) 学科、術科等の修得状況
  - (6) 性質、素行、交友関係及び健康状態
  - (7) 上司、同僚及び部下との関係
  - (8) 職務に関連した私生活の状況
  - (9) その他必要と認める事項

(指導)

第8条 指導は、前2条に規定する監督と関連して行い、職員の資質の向上を図ることを

目的とする。

- 2 指導は、法令の適用、解釈又は執行務について教養するほか、次の事項について積極 的に行わなければならない。
  - (1) 警察の職責を自覚させるとともに確固たる信念を育成して、執行務を通じこれを実現させること。
  - (2) 常に人格の修養及び知識の向上に努めさせるとともに、道徳観念を高めて、日常の行動にこれを反映させること。
  - (3) 常に職務について研究意欲を持たせ、事務の合理化と能率の向上に努めさせること。
  - (4) 情勢を正しく認識して、法令の範囲内でこれを適応できるよう、公正的確な判断力を養成すること。
  - (5) 新任者に対しては、速やかに実務を習熟するよう適切な方法を講ずること。 (身上把握)
- 第9条 幹部は、職員の非違行為を防止するため、部下職員の身上把握を徹底するとともに、把握した事項については、事後の指導監督に活用しなければならない。

(指導監督結果の報告)

- 第10条 幹部は、部下職員の表彰すべきと認める功労若しくは善行又は服務上の義務違反 その他指導監督した事項で必要と認めるものについては、その都度、口頭又は文書で、 直属の上級者を通じて速やかに所属長に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、その職員が自己の直属部下職員以外の者であるときは、所属長に報告するとともに、その者の上級幹部に対してこれを通知しなければならない。 (幹部会議)
- 第11条 所属長は、幹部が行った指導監督の結果確認と指導監督の統一を図るため、毎月 1回以上幹部会議を開かなければならない。

(監督上の措置)

- 第12条 所属長は、服務上の義務に違反した所属職員に対して、当該職員の服務履行の改善を図るため、所属長注意その他の措置を行うことができる。
- 2 前項の措置は、口頭で行うものとする。

附則

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(令和2年長崎県警察本部訓令第28号)

この訓令は、令和2年8月18日から施行する。